

令和4年度米粉利用拡大支援対策事業のうち
米粉製品製造能力強化事業及び米粉種子増産事業に係る公募要領

第1 総則

令和4年度米粉利用拡大支援対策事業のうち米粉製品製造能力強化事業及び米粉種子増産事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

本事業の実施に当たっては、米粉利用拡大支援対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月8日付け4農産第3219号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知。）及び米粉利用拡大支援対策事業補助金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年12月8日付け4農産第3431号）によるものとします。

第2 趣旨

国内で自給可能な穀物である米を原料とした米粉の利用を拡大することは、食料安全保障上極めて重要であることから、本事業では、米粉製粉・米粉製品製造能力を強化するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等を支援するとともに、今後も拡大が見込まれる米粉用米の安定供給に向けて、米粉種子の増産を行う取組に対して支援することにより、米粉の利用拡大を推進します。

第3 事業内容等

次に掲げる事業ごとの事業内容、採択要件、成果目標の内容等は別記1及び別記2に定めるとおりとします。

- 1 米粉製品製造能力強化事業
別記1のとおりとする。
- 2 米粉種子増産事業
別記2のとおりとする。

第4 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和5年3月31日までとします。

第5 応募者の要件

本事業に応募できる団体は、第3の事業ごとに次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- 1 第3の1の事業に応募する場合
(1) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）第1条第1号に規定する新用途米穀加工品又はこれを原料とする加工食品を製造する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ）であること。

- (2) 事業を行う意思及び具体的計画並びに事業を的確に実施することができる能力及び体制を有していること。
- (3) 事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する法人等であって、定款、役員名簿、法人等の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない法人等にあつては、これらに準ずるもの）を備えていること。
- (4) 日本国内に所在し、事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる法人等であること。
- (5) 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 第3の2の事業に応募する場合

- (1) 「米粉種子生産に取り組む生産者団体」又は「地方公共団体、生産者団体又は民間事業者及び米粉種子生産を行う者並びにこれらの団体と異なる役割を担う者（育成者権者（育成者、育成者と同等の知見を有する者）、種子生産の知見を有する者、米卸、資材販売会社等）が参加する協議会（以下「協議会」という。）」であること。

ただし、協議会の場合は、以下の全ての要件を満たすものとする。

ア 米粉種子生産を行う者が構成員に含まれていること。

イ 当該協議会の規約が次の全ての事項を満たしていること。

(ア) 目的において、米粉種子の生産性向上に資する旨が盛り込まれていること。

(イ) 代表者、代表権の範囲及び代表者選任の手続を明らかにしていること。

(ウ) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(エ) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

(オ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

- (2) 補助事業者は、事業の目的を達成するための目標を定めており、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者等を明確にした規約を定めているものに限ることとする。

第6 事業の実施

1 応募者は、第3の1及び2に掲げる事業ごとに、事業実施計画書を作成するものとします。

2 応募者は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産

第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）に準じて費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとします。

- 3 本事業の実施に当たっては、「米粉利用拡大支援対策事業補助金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年12月8日付け4農産第3431号農林水産省農産局長通知）を適用するものとし、

第7 補助対象経費の範囲

- 1 補助対象経費の範囲は、本事業の実施に直接必要な経費のうち、第3の1及び2に掲げる事業ごとに別記3の1及び2に定める経費とします。
- 2 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。
 - (1) 不動産取得に関する経費
 - (2) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
 - (3) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - (4) 補助金の交付決定前に発生した経費（要綱第5第2項の規定により交付決定前着手届出書を提出した場合を除く。）
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。
 - (6) その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第8 補助率

補助率は、1 / 2以内とする。

第9 申請書類の提出

応募者は、第3の1及び2の事業ごとに1の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を提出するものとし、

1 申請書類

申請書類	郵送による場合の提出部数
応募申請書（様式1）	2部

事業実施体制（様式2）	2部
申請書類チェックシート	1部
確認項目チェックシート（様式3）	1部
事業実施計画書（様式4-1又は4-2）	2部
事業実施計画書添付資料	2部
定款、規約等	1部
直近2期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し	1部

郵送による場合は、申請書類を1つの封筒に入れ、「米粉利用拡大支援対策事業（第3の1又は2の事業名）申請書類」と表に朱書きをして提出して下さい。

2 申請書類の提出期限及び提出先

申請書類の提出期限及び提出先については、公示のとおりです。

3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した申請書類は、変更することができません。
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した申請書類は、無効とします。
- (5) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 申請書類の提出は、原則として電子メールとします。第3の1の事業は“komeko_03@maff.go.jp”、第3の2の事業は“komeko_04@maff.go.jp”に提出して下さい。FAXによる提出は受け付けません。そのほか、郵送若しくは宅配便（バイク便を含む。）又は持参による提出も可能とします。
- (7) 申請書類を郵送、宅配便、持参で提出する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。また、電子メールによる申請の場合には、提出期限までに申請を実施するようにしてください。
- (8) 申請書類を電子メールで送付する場合は、件名を「米粉利用拡大支援対策事業（第3の1又は2の事業名）の応募書類（申請者名）」としてください。
また、資料ごとに電子データにまとめ、提出してください。なお、電子メールに添付するファイルは、圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト未満とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名を「米粉利用拡大支援対策事業（第3の1又は2の事業名）の応募書類（申請者名）・その〇（〇は連番）」としてください。

なお、電子メール受信トラブル防止のため電子メール送付後、該当事業に応じて下記に御連絡ください。

(第3の1の事業) 農林水産省農産局穀物課新用途米穀推進班

電話番号：03-6744-2517

(第3の2の事業) 農林水産省農産局穀物課企画班

電話番号：03-3502-5965

(9) 提出後の申請書類については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。

(10) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第10 申請書類の審査

提出された申請書類については、次の1から3までに掲げるとおり、事業担当課等において応募者の要件に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより設置する選定審査委員会の審査を経て、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、申請書類の内容を確認し必要に応じて問合せをいたします。

なお、第5の応募者の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された申請書類について事前整理を行います。

また、必要に応じ、応募者に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことがあります。

(3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、事業実施計画書等の妥当性、申請経費の妥当性、応募者の適格性、事業内容及び事業の効果の観点等を勘案して総合的に行います。また、第3の2の事業の審査にあっては、それらの総合的な審査に加えて、別記2別表3の審査基準に基づき行うものとし、予算の範囲内で、全ての審査項目のポイントを合計し、ポイントの高い者から順に採択するものとし、同ポイントの申請書類が複数あった場合は、別記2別表2の成果目標のポイントが高い者から順に採択するものとし、なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業

者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

3 審査結果の通知

- (1) 農産局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。
- (2) 審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。
- (3) 補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。
- (4) 委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第12 採択後の補助事業者の責務等

補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）

以下「交付規則」という。)に基づき、適正に執行すること。

- (2) 補助事業者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。また、過剰と見られるような推進活動及び施設、機械の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めること。
- (3) 補助事業者は、補助金の経理を他の事業等と区分し、補助事業者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (4) 補助事業者は、金融機関等から借入れを行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類(借入金融機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したものを)を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

補助事業者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第10条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、農産局長は、補助事業者の同意を得て、金融機関等に当該借入れの審査状況の確認を行うことがあること。

3 フォローアップ

事業実施期間中、事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、補助事業者に対し、本事業の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査(現地調査を含む。)を行うものとします。

補助事業者は、要綱に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとします。

4 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した財産の所有権は、補助事業者に帰属するものとします。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 本事業により取得又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないこと。
- (2) 本事業により取得又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならないこと。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一

部を国に納入させることがあること。

第13 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

（１）補助事業者自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（３）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

第14 その他

補助事業者は、工場の従業員等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとします。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項について

は、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めるものとします。

(別記1)

米粉製品製造能力強化事業

第1 事業の概要

米粉製品製造能力強化事業（以下「本事業」という。）では、米粉製粉・米粉製品製造能力の強化を促進するため、米粉製粉事業者又は食品製造事業者の施設整備、製造設備の増設等を支援するものとする。

この場合、応募者においては、様式4-1の米粉製品製造能力強化事業実施計画書（以下「事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

第2 事業の実施基準等

- 1 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
また、事業の執行等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 本事業の補助対象となる機械器具設備は、新品に限るものとし、既存の機械器具設備の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の附帯施設のみの整備については、本事業の補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。
- 6 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費は、本事業の補助の対象外とする。

第3 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 整備する設備等は、米粉又は米粉加工製品を製造するものであること。なお、既に米粉又は米粉加工製品の製造を行っている補助事業者が取組を行う場合は、当該施設における本事業の実施後の当該補助事業者の米粉の出荷量又は引取量の10%以上の増加を図ること。
- 2 本事業の実施後、当該施設においてCodex-HACCPを完全履行していることを客観的に証明すること。（上屋等の整備に取り組む場合に限る。）
- 3 1事業実施計画当たりの総事業費が5,000万円以上であること。

第4 成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、次に掲げるいずれかの目標を設定するものとし、米粉又は米粉製品を新規

に製造し、又は製造量を10%以上増加させるものとする。

ア 本事業の実施後に当該施設から出荷される全ての製品又は製品の主原料が米粉

イ 本事業の実施後に当該施設から出荷される製品の重量の過半に、米粉を原料として2%以上使用

ウ イに相当する数量の米粉を原料として使用し、目標年度までの米粉関係製品の出荷累計額がおおむね国費の投入額に見合う水準

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から5年以内とする。

第5 補助対象要件等

本事業の補助対象要件等は、次のとおりとする。

1 補助対象となる米粉製粉工場等

補助対象となる米粉製粉工場及び米粉加工品製造工場（以下「米粉製粉工場等」という。）は、事業実施計画において、効率的な加工体制を構築するために施設等の整備を行うこととしている場合とする。

2 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 機械器具設備

受入れ、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備その他製粉、製品の製造に必要な設備の整備

イ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）その他必要な建築物の整備。ただし、本事業実施後に本建築物から出荷される全ての製品又は製品の主原料が米粉であって小麦グルテンを含まない取組に限る。

ウ その他

機械器具設備、上屋等の整備に係る設計費、諸経費及び食品衛生に係る基準を満たしていることを証明するために必要となるコンサルタント費用、認証取得手数料等（総事業費の20%以内）

第6 補助金の上限

本事業に係る補助金の上限は、1事業実施計画当たり50億円とする。

(別記2)

米粉種子増産事業

第1 事業の概要

米粉種子増産事業（以下「本事業」という。）では、今後も拡大が見込まれる米粉用米の安定供給に向けて、米粉種子の増産を行う取組に対して、施設整備等を支援するものとする。

この場合、応募者においては、様式4-2の米粉種子増産事業実施計画書（以下「事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

第2 事業の実施基準等

- 1 整備事業で整備する施設・機械等（以下「施設等」という。）については、別表1に定める施設等ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- 2 補助事業者が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 3 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- 4 施設等の整備に当たっては、農産局長は、補助事業者に受益がとどまるような事業実施計画が策定されないよう、補助事業者に対して周知徹底し、事業実施計画の審査等においても留意するものとする。
- 5 本事業で整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地域の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- 6 施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とする。
- 7 施設の附帯施設のみでの整備は、補助の対象外とする。
- 8 施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- 9 補助事業者以外の者に貸し付けることを目的として施設等を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、農産局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - (2) 当該施設等の受益農業従事者数は、2名以上とする。
 - (3) 補助事業者が賃貸料を徴収する場合は、原則として「補助事業者負担（事業費－交付金）／当該施設等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとす

る。

- (4) 貸借契約は、書面によって行うこととする。なお、補助事業者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- 10 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 11 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間（交付等要綱第23第2項に規定する処分制限期間をいう。以下同じ。）において加入が継続されるものとする。
なお、補助事業者は、要領に基づく事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- 12 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設等（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
 - (1) 同種・同規模・同能力の施設等の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - (2) 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - (3) 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。
 - (4) 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

第3 取組主体の要件

- 1 本事業の取組主体は、次の（1）から（10）までのいずれかの者とする。
 - (1) 米粉種子生産を営む者
 - (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
 - (4) 株式会社又は持分会社。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（（3）又は（8））に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
 - (5) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項の特定農業団体をいう。）
 - (6) 農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人

- (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - (9) その他農業者の組織する団体（農業協同組合を除く。また、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - (10) 民間事業者
- 2 1の(10)の民間事業者は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 米粉種子の生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（米粉種子の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。
- 3 本事業の取組主体は、次の全ての要件を満たすものとする。
- (1) 自ら率先して事業実施計画に定められた取組を実践すること。
 - (2) 地域へ貢献する意志を有し、当該地域や他の生産者との連携を図ること。
 - (3) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

第4 成果目標及び目標年度

1 成果目標

本事業の成果目標は別表2の中から選択するものとする。

2 目標年度

目標年度は事業完了年度の翌々年度とし、原則として、事業開始前年度と比較し、事業完了年度の翌々年度の目標値まで取組を拡大することとする。ただし、事業の完了年度は、最長でも令和6年度までとする。

第5 補助対象要件等

補助対象とする取組の内容は、事業実施計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備とし、補助対象とする施設等の基準については、別表1のとおりとする。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 種子種苗生産関連施設

第6 上限事業費

本事業に係る事業費の上限は、種子種苗生産関連施設に限り計画処理量1トンにつき、1,113千円とする。

別表 1

補助対象とする施設等の基準

施設等	補助対象基準
耕種作物施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げるものは、補助の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	<ul style="list-style-type: none"> ・脱亡施設を含む。
附帯施設	

穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・脱亡施設を含む。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な種子の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良な種子・種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。
種子種苗処理調製施設	・種子の品質向上を図るための施設（以下「種子品質向上施設」という。）及び調製後の種子に消毒を行う施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する検査装置を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置を整備できるものとする。
附帯施設	

別表 2

成果目標について

成果目標等に関するポイントの内容	
以下のア～オまでのいずれかを選択すること	
ア	米粉種子の販売額又は所得額を10%以上増加 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
イ	米粉種子の生産量又は販売量を10%以上増加 20%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 13%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント
ウ	米粉種子の複数年契約の割合を10ポイント以上増加。ただし、複数年契約の割合全体を50%以上とすること 20ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 13ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント
エ	米粉種子作付面積のうち、以下の専用品種の作付割合を増加 ミズホチカラ、ふくのこ、笑みたわわ、亜細亜のかおり 80ポイント以上・・・10ポイント 60ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 20ポイント未満・・・2ポイント
オ	米粉種子の生産に新たに取り組む 4ポイント 作付面積のうちミズホチカラ、ふくのこ、笑みたわわ、亜細亜のかおりによる取組割合に応じて以下を加算 10%～49%・・・2ポイント 50%～99%・・・4ポイント 100%・・・6ポイント

別表 3

審査基準

審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3か年に適正化法第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者（共同機関を含む。）
- ・加算以外の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 5 おおむね認められる。 3 一部認められる。 1 認められない。 0	
効率性 【事業実施計画の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 5 おおむね認められる。 3 一部認められる。 1 認められない。 0	
実現性 【事業実施体制の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・代表者に十分な管理能力があるか。事業内容に関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。 5 おおむね認められる。 3 一部認められる。 1 認められない。 0	
公益性 【支援の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。 5 おおむね認められる。 3 一部認められる。 1 認められない。 0	
加算	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が以下の項目のいずれかに該当していると認められるか。 <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 <ul style="list-style-type: none"> ①法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 ②法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ③法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 2 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。 	認められる。 3 認められない。 0	

(ふりがな)
応募主体名 ()

申請書類チェックシート

応募事業名	
-------	--

申請者 チェック欄	申請書類	郵送の 場合の 提出 部数	事務局 チェック欄 (※)
<input type="checkbox"/>	応募申請書 (様式 1)	2 部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	事業実施体制 (様式 2)	2 部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請書類チェックシート (本紙)	1 部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	確認項目チェックシート (様式 3)	1 部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	事業実施計画書 (様式 4-1 又は 様式 4-2)	2 部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	事業実施計画書添付資料 (様式 4-1 又は様式 4-2 に記載の添付 資料)	2 部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	定款、規約等	1 部	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	直近 2 期の貸借対照表の写し・損益計算書の写し (これらの書面を作成していない場合は提出不要ですが、 その場合は、応募団体の収支の状況を確認することがで きる収支決算書等を必ず提出してください。)	1 部	<input type="checkbox"/>

- (注) 1. 申請書類について漏れがないかチェックの上、本紙も提出してください。
2. 事務局チェック欄 (※) には記入しないでください。

(様式1)

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和4年度米粉利用拡大支援対策事業（〇〇〇〇〇事業）への応募について

このことについて、令和4年度米粉利用拡大支援対策事業のうち米粉製品製造能力強化事業及び米粉種子増産事業に係る公募要領(令和4年12月28日付け4農産第3827号農林水産省農産局長通知)第9に基づき関係書類を添えて事業実施計画書等を提出します。

(注) 「〇〇〇〇〇事業」には公募要領第2の事業名を記入するものとする。

事業(会計)責任者氏名：

電話：

メールアドレス：

(様式2)

事業実施体制

応募事業名	
-------	--

※ 応募者だけでなく、本事業に関わる関係機関の実施体制、申請経費について整合がとれている内容で記入してください。
記入に際し、実施体制は図による記載も可。申請経費については、一覧表形式での提出も可。

(様式3)

米粉利用拡大支援対策事業の確認項目チェックシート

※事業実施上、確認が必要な以下の項目について、確認した事項のチェック欄に印を入れ、その確認方法や判断根拠等を具体的に記載してください。

番号	確認項目(該当する場合はチェック欄に印を入れること)	チェック欄	確認の方法及び判断根拠等	参考:「確認の方法及び判断根拠等」の記入例
1	円滑な事業実施のための人員体制が組まれている。	<input type="checkbox"/>		別添の事業実施体制により、事業の執行・検証・調整等を円滑に実施可能な人員・体制が確保されている。
2	適切に会計処理を行う体制となっている。	<input type="checkbox"/>		事業実施に係る経理などの事務について、会計の処理方法及びその責任者、内部監査の方法が明確に定められており、適切な管理体制及び処理能力を有している。
3	取組の内容が事業の趣旨に合致している。	<input type="checkbox"/>		〇〇〇〇が、事業の趣旨に合致している。
4	事業実施計画の内容が、成果目標に沿っている。	<input type="checkbox"/>		〇〇の向上に資する計画となっている。
5	採択要件・実施基準を全て満たしている。	<input type="checkbox"/>		公募要領に定められた事項及び要件基準により、基準数値等を満たしていることを確認した。
6	過大な事業費となっていない(施設の整備に当たっては、事業内容に不要な附帯設備や過剰な設備、奇抜なデザイン等を計画していない)。	<input type="checkbox"/>		施設・設備の基本的な仕様については、〇〇の施設・設備を参考に検討し、必要最低限の事業費となっている。
7	自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了していない。	<input type="checkbox"/>		自己資金若しくは他の助成により事業実施中又は既に終了した事業ではない。
8	施設規模について、過大な投資を防ぎ、効率的な稼働を図るため、現状の生産能力や販売実績をもとに十分に検討した。	<input type="checkbox"/>		施設で製造する品目別の生産量と将来の経営計画を十分に考慮し、適切な規模を求めるシミュレーションを実施した。
9	別記1の事業の場合、整備後の施設で生産される製品について、販売先における取引価格や数量等の見通しが明らかである。	<input type="checkbox"/>		市場調査や販売先との協議を踏まえ、施設の収支が成り立つよう販売計画を作成している。
10	施設の附帯施設のための整備ではない。	<input type="checkbox"/>		本体施設の整備が計画に含まれており、施設の附帯施設のための整備ではない。
11	施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等が含まれていない。	<input type="checkbox"/>		施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費等は含まれていない。
12	別記1の事業の場合、事業1事業実施計画当たりの総事業費が5千万以上となっている。	<input type="checkbox"/>		概算設計書等のとおり、5千万以上となっている。

※必要に応じて上記確認項目について、農林水産省から資料等を求める場合があります。

様式 4 - 1

米粉製品製造能力強化事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度

応募者名：

米粉製品製造能力強化事業実施計画

基本情報

補助事業者名	〇〇〇〇株式会社	都道府県名・市町村名	●●県▽▽市
--------	----------	------------	--------

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを具体的に記載すること。

2 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 事業の成果目標

①成果目標の内容

成果目標の内容	
---------	--

注 米粉利用拡大支援対策事業実施要領（令和4年12月8日付け4農産第3379号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）別記3別表1に掲げる成果目標のうち補助事業者が自ら目標として設定した成果目標。

②成果目標の具体的な数量

米粉又は米粉製品	米粉使用率（%）	製品重量又は米粉使用量						
		[実績] 令和3年度 (t又はkg)	[見込] 令和4年度 (t又はkg)	[目標] 令和5年度 (t又はkg)	[目標] 令和6年度 (t又はkg)	[目標] 令和7年度 (t又はkg)	[目標] 令和8年度 (t又はkg)	[目標] 令和9年度 (t又はkg)
(例) 米粉入り 〇〇パン	2%	10t	10t	11t	11t	12t	12t	13t
ロールパン	0%	10t	10t	10t	10t	10t	10t	10t
合計米粉 使用量		200kg	200kg	220kg	240kg	260kg	280kg	300kg

注1 本事業により整備された施設、設備から出荷されるすべての製品について記載。

2 必要に応じて行を増やして記載。

③成果目標の具体的な出荷額

米粉又は 米粉製品	〔目標〕 令和5年度	〔目標〕 令和6年度	〔目標〕 令和7年度	〔目標〕 令和8年度	〔目標〕 令和9年度	合計	単位 〔百万円〕 〔千円等〕
(例) 米粉入り〇〇パン	110	120	130	140	150	650	百万円
合計金額	110	120	130	140	150	650	百万円

- 注1 要領別記3別表1の1のうち、補助事業者がウを目標として設定した場合に記載。
 2 本事業により整備された施設、設備から出荷される全ての米粉関係製品について記載。
 3 必要に応じて行を増やして記載。

4 経費の配分及び負担区分

取組内容	総事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	

(注) 整備を予定している施設等の能力・規模は、設備が過剰とならないとともに、補助事業者の過去の販売数量及び原料買受数量等の実績からみて適正であること。

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度精算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、取組内容を記載する。

5 添付書類

- (1) 取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料
- (2) 3の②の「実績」の根拠となる資料
- (3) 直近3年の原料購入実績が分かる資料
- (4) 参考資料として工場施設等の位置がわかる当該地域の地図及び施設の設計図等
- (5) その他事業実施計画等申請書類の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること

米粉種子増産事業

年度 事業実施計画書

策定年度： ○○ 年度

目標年度： ○○ 年度

補助事業者名：

代表者（機関）名：

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

取組内容	取組主体	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)	その他 (C)	
協議会名	米粉種子増産事業					
〇〇協議会	〇〇施設					
合計						

※1 国庫補助金以外の拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、(B)又は(C)に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること

※2 仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 事業完了予定 _____年 ____月 ____日

第2 事業の目的及び成果目標等

1 事業の目的

(1) 米粉種子に関する現状（直近数年の状況変化）

--

(2) 目指す姿（事業完了年度及び中期目標（事業完了から5年後））

--

(3) 地域への波及効果（協議会の取組の効果を地域に波及するための方法、計画等）

--

2 事業の成果目標

成果目標の内容				
成果目標の 具体的な数値	現状値 (年度)	○○%	目標年度 (年度)	○○%

注 「成果目標の内容」の欄には、米粉利用拡大支援対策事業公募要領（令和4年12月28日付け4農産第3827号農林水産省農産局長通知）別記2別表2に掲げる成果目標の中から選択したものを記載すること。

第3 生産者団体、協議会の組織体制と役割

1 生産者団体が補助事業者の場合

(1) 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
耕種農家	
その他 ○○	

注1 事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2 施設整備に取り組む者の右側に()書きにより取組主体と記載すること。

(2) 取組主体

取組主体名	
経営形態、経営規模	
全ての水稻の用途ごとの 作付状況(現状)	
米粉の用途に供する 種子の生産状況(現状)	
水稻以外の 作付状況(現状)	
その他	

2 協議会が補助事業者の場合

(1) 構成員と役割

構成員	事業内容又は事業手続に係る役割
耕種農家	
農協	
自治体	
〇〇	
〇〇	
その他 〇〇	

注1 事業実施体制が分かる図を添付すること。

注2 施設整備に取り組む主体となる者の右側に()書きにより取組主体と記載すること。

(2) 取組主体

《耕種農家が取組主体となる場合》

取組主体名	
経営形態、規模	
水稻作付状況（現状）	
米粉の用途に供する 種子の生産状況（現状）	
水稻以外の 作付状況（現状）	
その他	

《耕種農家以外が取組主体となる場合》

取組主体名	
経営形態、規模	
取組主体の構成員	
米粉の用途に供する 種子との関係 (例：育成者、実需者)	
その他	

注 取組主体の構成員の人数が多く欄に記載できない場合は、別にまとめて提出すること（上記に準じた内容を記載した任意様式で可）。

3 計画のスケジュールと構成員の取組（米粉種子の増産に関すること。）

(1) 取組内容とスケジュール

取組内容（構成員）	当年12月 ～翌年3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	翌々年1月～3 月	備考
記入例) 米粉種子育苗講習会（A農協、生産者等）	←→					随時開催

注1 記載した取組内容等をどのようなスケジュールで進めていくか記載すること。

注2 月別の欄には取組時期に矢印を記載すること。

第4 連絡先

申請者 (事業担当者)	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	
	TEL	
	メールアドレス	

第5 添付書類（添付しない書類名は取消線を付すこと。）

- 1 協議会の定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び収支予算等（新たに設立された協議会にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等））
- 2 取組主体等が要領で規定する法人の場合、定款（写し）
- 3 取組主体等が要領で規定する団体の場合、規約及び共同利用に関する契約書等（写し）
- 4 概略図（事業内容、構成員、役割分担等）
- 5 米粉の用途に供すること及び当該品種名が分かる資料（売買契約書の写し等）
- 6 事業費積算
- 7 事業費の算出の根拠となる資料
- 8 費用対効果分析の結果
- 9 申請する補助対象施設・機械の見積書（写し）
- 10 申請する補助対象施設の図面（写し）、機械のカタログ（写し）
- 11 既存機械の下取りがある場合は見積書（写し）
- 12 既存施設の平面図・立面図、既存施設及び機器の資産管理台帳
- 13 申請する補助対象施設・機械と既存施設・機械の配置や処理行程及び施設規模の根拠を示す資料
- 14 その他必要な書類